

# 水質基準に関する省令等の一部を改正する省令案について（概要）

## 1 改正趣旨

第 20 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 31 年 3 月開催）において示された方向性に基づき、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 7 号の規定により、水質基準に関して食品安全委員会に意見を求め、その結果、食品安全委員会から回答のあった内容等を踏まえて、2 に掲げる省令について、下記のとおり改正を行う。

## 2 改正概要

### （1）水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）

水道により供給される水の基準について、六価クロム化合物の基準を「0.05mg/L 以下であること」から「0.02mg/L 以下であること」に改める。（表 1 参照）

### （2）給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 14 号）

別表第 1 に掲げる給水装置に用いられる器具、部品又はその材料（金属以外のものに限る。）の浸出液に関する基準（以下、「給水装置浸出基準」という。）について、六価クロム化合物の基準を、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準については「0.005mg/L 以下であること」から「0.002mg/L 以下であること」に、給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液又は給水管の浸出液に係る基準については「0.05mg/L 以下であること」から「0.02mg/L 以下であること」に改める。（表 1 参照）

### （3）水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年厚生省令第 15 号）

別表第 1 に掲げる薬品等により水に付加される物質の基準（以下、「薬品等基準」という。）について、六価クロム化合物の基準を「0.005mg/L 以下であること」から「0.002mg/L 以下であること」に改める。（表 1 参照）

別表第 2 に掲げる資機材等の材質の浸出液の基準（以下、「資機材等材質基準」という。）について、六価クロム化合物の基準を「0.005mg/L 以下であること」から「0.002mg/L 以下であること」に改める。（表 1 参照）

表 1. 六価クロム化合物に係る水質基準等の改正案

		現行	改正案
水質基準		0.05 mg/L以下	0.02 mg/L以下
給水装置浸出基準	水栓その他末端給水用具	0.005 mg/L以下	0.002 mg/L以下
	末端以外の給水用具又は給水管	0.05 mg/L以下	0.02 mg/L以下
薬品等基準		0.005 mg/L以下	0.002 mg/L以下
資機材等材質基準		0.005 mg/L以下	0.002 mg/L以下

### 3 根拠法令

- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条第 2 項、第 5 条第 4 項、第 50 条の 3
- ・ 水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 6 条第 2 項

### 4 施行期日等

公布日：令和 2 年 3 月（予定）

施行期日：令和 2 年 4 月 1 日（予定）

ただし、2（2）について、施行日時点で現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建設の工事が行われている建築物に設置されるものであって、本省令案による改正後の給水装置浸出基準に適合しないものについては、当該給水装置の大規模の改造時までは、改正後の規定の適用を猶予することとする。

また、2（3）について、施行日時点で水道施設に現に設置されている資機材等であって、本省令案による改正後の資機材等材質基準に適合しないものについては、当該水道施設の大規模の改造時までは、改正後の規定の適用を猶予することとする。

#### （参考資料）

- 第 20 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 31 年 3 月 13 日）

資料 1 水質基準等の見直しについて（案）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/000487747.pdf>

- 令和元年度第 1 回水質基準逐次改正検討会（令和元年 7 月 2 日）

資料 1 六価クロム化合物に係る水質基準に関する省令等の改正について（案）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000525194.pdf>

- 第 752 回食品安全委員会（令和元年 8 月 6 日）

資料 1－6 食品健康影響評価について＜水道により供給される水の水質基準の改正について（六価クロム化合物）＞

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/attachedFile/download?retrievalId=kai20190806fsc&fileId=160>

- 水道により供給される水の水質基準改正に係る食品健康影響評価結果通知書 <六価クロム>

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/attachedFile/download?retrievalId=Kya20190729041&fileId=201>